

社会福祉法人アパティア福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人アパティア福祉会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬、賞与及び退職手当を支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職金は支給しない。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬については、別表1に定める額とする。

(費用弁償)

第4条 役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については別表2に定める額を支払うものとする。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表3の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附則

この規程は平成29年6月26日より施行する。

別表 1

(非常勤役員等に対する報酬)

(1) 評議員

評議員会への出席	日額 10,000円 (源泉徴収後)
上記以外の業務のための出勤	日額 10,000円 (源泉徴収後)

(2) 非常勤理事

理事会等会議への出席	日額 10,000円 (源泉徴収後)
上記以外の業務のための出勤	日額 10,000円 (源泉徴収後)

(3) 監事

監事監査への出席	日額 10,000円 (源泉徴収後)
評議員会・理事会への出席	日額 10,000円 (源泉徴収後)
上記以外の業務のための出勤	日額 10,000円 (源泉徴収後)

別表 2 (費用弁償)

(1) 会議等出席のための交通費の費用弁償額

会議等出席のための交通費は支給しないものとする。

(2) 出張旅費の費用弁償額

旅費規程を準用する

別表 3 (職員給与との併給)

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。